
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年7月1日（月曜日）

日 時 令和6年7月1日（月）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
(1) 令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	刈 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午前9時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、おはようございます。

これから第7回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程については、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから令和6年5月1日付審査付託について審査を行います。

これまで3件の審査付託に対処するために、6回にわたりまして、問題となっている発言が記録された会議録の該当する部分を調査し、また、関連する会議録の確認や関係者の聴取を行って資料

収集を終えております。前回から、付託28号につきまして、発言の内容とその文脈を明確にする調査に入っているところでございまして、引き続き、慎重な調査を継続していただきたいというふうに思っております。前回までの会議録が参照可能になっておりますので、議論の把握はさせていただいているものと理解をしております。

大分、前回の評議の過程で大前提に当たる品位の保持について、その観点からの発言の是非を判断する基準に近いものが、それぞれ提示されつつあるというふうに理解しております。最終的には、その基準を具体的にどのような観点で判断するのが客観的で、透明性があって、普遍的な判断基準を提示できるか、そういうところまで消化していただいて、それを基に、今回の事案を判断していただくという施行の流れになろうかと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

28号について、大分御意見を出していただいているんですけれども、皆さんそれぞれお出しただいている意見に対しまして質問であるとか、あるいは争点の摘示であるとか、そういうことがございましたら御意見をいただきたいと思ひます。

大まかにいただいている意見を御紹介したほうがよろしいですか。記憶が思い出されますでしょうか。ちょっと順不同になりますけれども、28号につきましては、12月定例会最終日における、発議第11号、朝来市中小企業等振興条例に関して、産業建設常任委員会による審議が極めて不適當であつて、条例に抵触する決議がされてるという指摘。それから、委員の資質もどうなのかなとの発言。そして、3月定例会においても、同内容の発言があつたという訴えでございまして、該当する発言は、令和5年第15回朝来市議会定例会の令和5年12月25日の会議録の7ページから8ページ、それから8ページ、それから10ページから11ページということで、既に確認をしていただいております。3月定例会の発言に関しましては、請求者御本人の聴取から、一般質問の中で御自身の主張としてなされているということで、それも一応確認はしていただいております。

それぞれの部分の発言につきまして、特に委員会の、前回は委員会の運営がどのようなであつたかということに関しまして、全員一致を目指して努力されていることが会議録から分かると。したがって、一方的な非難は不適切だろうという御意見。それから、委員の質もどうなのかという言葉は、人格否定でありハラスメントに当たるといふ御意見。あと、これらの発言に係る部分については、発言者が産業建設常任委員会の会議録を確認し、なおかつ録画映像も見た上での発言ということであるので、錯誤というには当たらないだろうと。作為的であるといふ御意見もございました。

それから、産業建設常任委員会の会議録による限り、委任の発言に至る経緯が、委員会の合意の下でなされていることが読み取れるということから、これをもって全権委任という表現は、針小棒大で乱暴であるといふような御意見がございました。

あと、一つ基準になりそうなのが、用いた言葉が看過できないほど過激な言葉であるかどうか、これは一つの判断基準になるということで、判例が示しております、必要以上に反感を買うような表現をしてはならないという基準に当てはめて言えば、解釈をすれば、そういう基準も一つ提示ができるのではないかといふような御発言もいただいております。

それから、今の基準の一つとしては、発言者が御自身の信条に基づいて発言をされる場合、今言

いました、必要な限度は超えないんだというこういう基準を一つ提示をしていただいているかと思っています。

パブリックコメントの取扱いについては、手続自体が不適切という御意見は、特に今のところはいただいているのではないんですけども、言い漏らし等があったら、今日引き続いてお願いしたいと思います。

前々回、産業建設常任委員長からも聞き取りをし、適正な手続を踏んだというような御説明もいただいております。

あと、先ほど一つ基準として申し上げました、用いた言葉が看過できないほど過激な言葉で批判しているかどうか、これは一つの判断基準になるということでしたが、それに関連して、過激な言葉かどうかは問題ではないと。誤解を与える発言、確かな根拠に基づかない発言は、責任を負わなきゃいけないのではないかなという御提示もございました。

関連して、単純な勘違い、間違いは錯誤として許される範疇だろうというようなことで、この辺りの御意見はくくりと言いますか、討論の上で一つ基準が見いだせそうな御意見ではないかなというふうに思っております。

それから、今の産業建設常任委員会の委員会の運びに関しまして、ちょっとこの辺りから御意見を復活していこうかと思うんですけども。かなり前の段階で、この委員会の中で委員さんが交代した前後で、審議している条例の内容が変わっても、それは問題がないですねということについて、2回目か3回目ぐらいの審査会の中で皆さん御異議がなかったです。その後、引継ぎを受けた新委員会は、旧委員会の内容に拘束されることなく自由な議論が可能であろうと、こういう委員会の性格だと、このことについて問いかけをしましたところ、横尾委員、嵯峨山委員は、そのとおりだろうという御意見をいただいているんですけども、加藤委員はこの点についてはどのようにお考えですか。

○委員（加藤 貴之君） この点については、旧委員会の議論に拘束されることはないと思います。

ただ、パブリックコメントには拘束されると思います。

○委員長（藤原 正伸君） パブリックコメントの成果も引き継ぐということですね。

○委員（加藤 貴之君） 旧委員会でパブリックコメント取ってると。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） すみません。

つまり、旧委員会でパブリックコメントを取って、パブリックコメントでは意見なしというところでした。基本的には、委員としてこの内容でいくというところでありますので、その内容には拘束されるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員はどのようにお考えでしょうか。

今の、新委員会は旧委員会の協議内容に拘束されず自由な議論が可能であると、この点についてです。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 委員会の中でメンバーが半分替わったという事情があるので、前回、委員会で条例案を検討してきたことを、新しいメンバーになった委員会でも継続して審査しますよということが、前委員会の終わり、もしくは新委員会の始まるのところで確認されておけば、それはそれでいいのではないかなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 引継ぎの確認をきちんとやるという前提ですよ。

副委員長はいかがですか。

○副委員長（水田 文夫君） 私は、日下委員長、新しい委員会を開いたときに広く意見をまとめられたような形だったじゃないかなと思います。ですから、私も中においていろんな説明をされたり、特に足立委員がいろいろ言われたことでも対応されておって、なるべく前回自分たちが決めたというものについて、そのまま行けるような形にしようとされたのはよく分かりました。でも、その新しい委員会になって意見を聞いて、もし間違いがあったらしたら、やはり正していくべきではないかなとは思っています。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

現実には、前委員会の踏襲を目指しているけれども、議論の過程で修正が生じて、それが正しいのであれば正していくべきだということで。先ほど冒頭申し上げた、自由な議論が可能だということとは、御同意いただいているような御意見だったかと思います。

その前提で、おおむね、要するに引き継いだ委員会では、自由な議論は可能であるという皆さん前提だと思うんですけども、その後、前回、新委員がそれでは再考すべし、今、副委員長も言われましたけれども、新委員が今回条例案ですけども、議題について再考すべしとしたことは、当然、議論していいということなんであれば正当であると。それに応じて、再調査することもこれは自由な議論ができるということであれば、それでいいということだろうと思うんですけども。

その先ですね、その結果、新たな合意が生まれた、このことについては皆さんはどう評価をされておるのでしょうか。これについても、前回、横尾委員と嵯峨山委員のほうから、これは正当な業務の結果であるということの御意見をいただいております、加藤委員のほうからは、今、個人の対応としてお聞きしてるんですけども、個人のこれは委員会そのものの結論として、結論が新たな合意が生まれることは正当だけれども、個人の判断が変わるのは正当ではないと、こういうような意見だったかと思うんですがいかがでしょうか。一度決めた意見を変えるのは一貫性を欠くから非難されるべきだという御発言をいただいておりますので、加藤委員も会議そのものが自由な議論が可能だという前提であれば、会議が新たな合意を創出したこと自体は多分オーケーなんだろうと思うんですが、それに対して個々の委員さんで意見を変えられるのはこれは問題だという、この御意見をいただいていたと思いますが、そういうことでよろしいですかね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） そういう発言をしたと思います。もう少し補足をしますと、今回、実際に日下委員長が行ったような議事運営の仕方も一つの正解だったと思います。一方で、先ほどパブ

リックコメントの話をしましたが、パブリックコメントが出てるのであるから、委員会としてこの結論で固めようというふうな議事運営も正解だったと思いますし、その点では、パブリックコメントの結果が出てる中で、委員の方がまた新たな結論に替えたということは、一貫性がないというふうな非難も正当だと思います。つまり、どちらの議事運営についても正当だったし、それが自分の信念なりの中で、やはりパブリックコメント後にもう一回議論するというのは間違ってるというような意見を言われるのも、別に間違った意見ではないと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 委員会の協議の流れと、それから、委員個人の考え方の流れは違うだろうということですね。

これはちょっと私の確認なんですけれども、加藤委員は、その一貫性につきましては発言者の思いといいますか、発言者の信条として、そのように表現をされてましたけれども。要は、発言者の気持ちを代弁されたわけですから。これを冒頭に言いました、発言の是非の判断に持つていくためには、これはもう少し汎用的な範ちゅうで取り扱わないといけないんだと思うんですが、今の御意見は加藤委員の御意見、加藤委員が発言の是非を判断するメルクマールとして提示される御意見というふうに捉えてもよろしいんでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 一人一人、議院運営に対する方針とか考え方というのは、違うのかなというふうに思っています。その中で、基本的には多様な考え方があったらいいと思うし、一方で、自分の考えというのがしっかりしたものであれば、それに反するような議院運営をされてることに對して批判的な発言というのは、ある程度許容されるのかというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 同日に提示されてます、自身の信条に基づく発言は必要な限度を超えないんだという、そこにも通じるという受け取りでよろしいですかね。

○委員（加藤 貴之君） そのとおりだと思いますし、まあ文脈として、今回の中小企業条例の制定における議事運営の方法がどうなのかというところが一番の焦点に、今回この12月25日の審議では焦点になっていますので、その文脈としても突っ込んで話したいんだというところで、多少語調が強くなるということはあるのかなと思います。文脈としても乗っかってるところです。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

今、最後のちょっとこちらのほうで不明な点を確認させていただいたところで、たくさん御意見はいただいてるんですけれども、先ほど冒頭に申しました発言の是非を判断する基準に近いようなところで、幾つか思い出していただくために繰り返したようなところでございますが、当初に戻りますが、御意見を交わしていただきたいと思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今ちゃんとお聞きして、1点だけ論点になるところを申し上げておきたいと思います。

朝来市議会は、通年議会制を取っておりませんので、会期に拘束されます。これは致し方ないと

ころであります。本会議も含めて、委員会自身も会期に拘束されます。したがって、我々は常に会期ということ念頭に、委員会運営をやっていくわけですが。この間、申し上げました、委員会の日程管理上、旧委員会が条例を提案しようと思えば、ほぼ9月議会から遡って準備しなければいけない。提案は、ほぼ9月議会に出されるのが正当であろうということは申し上げました。

先ほど来、ただし、パブコメは拘束されるんだという意見がございました。これは、ここは1点論点になると思います。資料で、前回6月20日の委員会に、私、横須賀市議会のパブコメ決定について、資料提供をさせていただいております。それを御覧いただきたいんですけども。

横須賀市議会、パブリックコメント手続要綱というのを資料として提出してございます。これは朝来市の場合、当局のパブコメ規定を準用してるということで、議会としてのパブコメ手続要綱、あるいは規定は持っていません。もし、つくった場合どうなんだということになる。今からのテーマです。一つの、ここ見てください。横須賀市議会パブコメ手続要綱第2条、この要綱において、パブリックコメント手続とは、議会または議員が条例等を策定するに当たり、その趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民に公示・公表し、市民等からの意見及び情報を求め、提出された意見等の概要。提出された意見等に対する議会と議員の考え方等を公表する一連の手続とこうあります。つまり、議会または議員、議員というのはこれ個人ないしは複数ですので、パブコメは、今回、私どもの議会では、委員会名で議長に申請しパブコメされました。しかし、議員個人でもできる。あるいは複数議員グループでもできるということということなんですね。したがって、パブコメの効果あるいは権利、成果等は全て申請者自身に属するもの。議員が議長を通じてパブコメすることできるんですね。しかし、その返答・回答等は全てその議員に属する。ほかの議員は拘束されませんということなんです。ですから、あくまでパブコメはそういうものなんです。

したがって、旧委員会がパブコメをした。しかし、そのパブコメの結果が出たときには、旧委員会は存在していない。そういうやり方でパブコメされているので、ここは問題点があるといえある。それごと委員会が継続していこうというふうに決めれば、それはそれでいいと思うんです。決めなければ、あまり何ていうんですか、あらかじめ最初から、新委員会がパブコメに拘束されるんだというようなことは最初からはないんです。というようにところが一つの論点になるだろうということで、提案提起しておきたいと思います。つまり、必ずしも、新委員会が前委員会が行ったパブコメに、最初から何も無条件に拘束されるということもないんですよ。そういう考え方もあるんですよ。パブコメ、私どもが議会がパブコメをつくった場合ですね。というようにことが論点の一つであるので申し上げておきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

加藤委員がおっしゃったパブコメに拘束されるという事柄なんですけれども、今、横尾委員の御指摘にあったような、非常に法制上の厳密な意味には私は取らなかったんですけれどもね。加藤委員がおっしゃったのは事実行為としての結果、そういうパブコメをした事実はもう当然残ってるし、そこに現れた結果は、審議を引き継ぐのであれば当然持っていくべきだろうというようなことかと思っただけです。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今、委員長が言われるとおり、横尾委員が資料を提出いただいて、なるほどそういうパブリックコメントの捉え方もあるんだなと思いましたし、そういう捉え方もできるのはもちろん思うんですが、一般的にやっぱりパブリックコメントを取るということは、もう最終決定にほぼ近いところまで来ているということが一般的に思われているんじゃないかなと、僕自身は思いますので、そういう捉え方をするというのも常識的な考え方なのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 今回、パブリックコメントの結果を引き継ぐか引き継がないかという、そのことに関して、委員会運営上、何か問題が生じているというふうにお考えの委員さんはいらっしゃいますか。

今お聞きしたとおり、その事実行為としてのパブリックコメント及びその結果については、新しい委員会も持っていったるのではないかなというふうに……

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 若干この審査会で問題になるだろうと思うのは、やはりパブコメ、朝来市委員会が準用したパブコメ規定に基づいて、個人的な曲解ですけど、誤った解釈に基づいて相当激しい批判、非難がされておるということに関連してパブコメ問題が発生しておると、こういうことだろうと思います。

旧委員であって新委員会から離れた者が、全く場外からあれだけの批判をしていいものかどうか、倫理的にいいものかどうかということが、多分一連の発言を見てると、問われかねないというところかなというところで、パブコメ問題は若干この審査の要素の中に入っているというふうに思います。

それから、パブコメについての誤りについては、前回どれくらい間違ってるか申し上げておりますが、もう一点、言っていないのは、議長名でパブコメをしている。つまり、議会の全体の責任が問われるのだという発言が吉田議員からあります。それも誤った理解でございまして、そこは申し上げておかないといけないなと。議長名でパブコメをしたからといって、産業建設常任委員会以外の議員が、そのことにどれだけ拘束されるかは、そんなのは関係ない話だという原則がある。これ間違ってるのでね。そこらあたりは、大きな誤りの発言を吉田議員はされておるということについては、一点付け加えておきます。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見はございませんか。

湊本委員。

○委員（湊本 稔君） 議会場でありますから、それぞれの議員が思想信条をお持ちであって、また、それぞれの立場で多様な民意を受けて議会に出られて、そういうものを背負っておられるということから、一つの議案に対して、これは批判・反批判あつてしかるべきで、そうした討論を踏まえた上で議会としていかに合議していくかと、これが議会の原則なので、私はある程度の批判・反批判というのはあつてしかるべきで、それに対して一々規制をかけるということであれば、議会

自らが自分の首を絞めるようなことにつながりはしないかと危惧します。そういう具合に、議会というのは、言論の府という位置づけは大原則だと思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 今、御指摘いただいたところは、もうそれはもうそのとおりだというふうには思います。それで、この一連の会議の冒頭でも、いわゆる議員の発言の自由ですね、これは大前提としてありますというところは、きちんと踏まえた上で出発をしていると思います。今、目指してところは、その自由が要するに無条件で許されているわけではないはずであるということです。他の法益との衝突が生じた場合に、それは当然制約を受ける場面があるということで、その制約を受ける基準ですね、説得的な基準を今見つけようというふうなことで協議をしていただいているものと思っております。

大前提の話になってきておりますので、当然ながら、実定法でも自治法も、それから本市の会議規則も、議員の発言における品位の保持という言い方で、何でもかんでも言っているもんじゃないというその姿勢は見せておりまして、必要以上に不快感を与える言葉は慎んでくださいとこういう基準を設けております。

ただ、今、必要以上に不快感を与える言葉は慎めと言われましても、具体的に今回の言葉がどうであったかというのが分かりませんので、それを判断するための具体的な基準として、一つはこれは主観的な要素となるかもしれませんが、加藤委員が自分の政治信条に基づく発言は許容されるべきであると、こういう一つの基準の提示がございました。それから、横尾委員が、これは客観的要素になるかもしれません。明確なエビデンスに基づかないと議員は発言に責任を負うべきであるというような提示もされております。

そういうようなことで、この審査会としては最終的にはそういう基準をしっかりと打ち立てた上で、今回の事案をそれぞれ評価していただきたいと思っておりますので、そういう趣旨での発言の継続をお願いをいたします。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 関連して発言させてください。

委員長の整理されたことによって、要するに、吉田議員の12月25日の発言が過激な言葉や、あるいは乱暴な言葉であるかどうか。それによって倫理条例違反かどうかというのが一つの決め手になる。あるいは、単純な錯誤や誤り等については許容される範囲であるので違反には当たらないと。こんな意見がございましたが、基本的には申し上げたとおり、松井議員は過激な言葉で批判された、乱暴な言葉遣いで批判されたから訴えているわけではないと思うんです。文字どおりの内容において、その批判された内容において、ある意味、うそ八百、身に覚えのないことだと、私は誠実に議員として義務を果たしており、そういういわれのない批判は受けるに当たらずと、こういうような見解でした。

したがって、問題なのは、吉田議員の批判が言葉遣いではなくて、虚偽に基づいて、しかも多くの虚偽、あるいは誤解、曲解に基づいた批判がなされており、それが名誉毀損に当たるんだと、こ

うというような主張だろうと思ってございます。したがって、吉田議員の批判がかなりの程度を虚偽に基づいた批判になってますよねというのは、もう前々回ですか、私が申し上げたとおりでございますが、もう一度振り返っておきたいと思います。これは、看過できる程度の非難なのかどうかということについてちょっと具体的に申し上げます。

例えば、10項目ぐらいありますね。こういういわゆる発言、議事録からひろったものですが。

1、条例案自体は12月定例会初日ということで、11月30日提案予定の前産建委員会の中では全会一致で確認されていた。こういう発言でございます。しかし、これは吉田議員自身の提案によって、中目ということもあると、そういう可能性もあるのでお任せすると、日程については。こういうふうに本人自身が発言してますので。全会一致の11月30日に、初日に提案するということが確認されていたということは虚偽です。

2番目に、4ページの28行です。パブコメ結果について公表もせずに、あるいは変更した内容も公表もせずという非難がございますが、これは規程7条2項が根拠にして公布されておりますが、規程7条2項に基づけば、基本的には公表する義務はない。この解釈が正しいということなので、これも虚偽である。

それから3番目に、こうした手続きは私は過去見たことがない。断定されてますが、これも虚偽であります。手続きに瑕疵はありません。

それから4番目に、パブコメにかけた内容が間違っていたとなると、不適切もしくは勉強不足という批判されてます。パブコメにかけた内容が間違っていたからかけたわけじゃありませんね。よりよい条例にするためにしたわけで、間違ったからしたわけで、これは大きな間違いだと思います。不適切もしくは勉強不足、これも委員会の活動に対してはそれは当たらない。これははっきりこれは虚偽ではありませんが、不当な批判に当たるだろうと思います。

5ページ、10行目で、パブコメ手続上こうした事実が認められるとおっしゃってる、こうした事実は認められております。これも虚偽の事実の摘示であります。

同じく14行目で、当局がパブコメして、内容を大幅に変えるというのをパブコメを経ずに変えた場合どうなるか。こういう発言でございますが、当局が内容を大幅に変える、こんなことしたら問題でしょう。これは完全な問題のすり替えです。大幅に変える、内容を大幅に変えるということは、今回の事案ではそういう内容はあります。完全な問題のすり替えであり、問題を誇大化してやるということ、これは大きなね、これはもう枚敷に近い話法ですよ。

7番目、同じく、それを委員会や議会がやるというのは非常におかしい。これは内容を大幅に変えたものをパブコメせずにやるのはおかしい、こう言ってるんです。これも問題のすり替えです。委員会、大幅に変えていません。これも誇大化した詐術的な話法ですよ。

8番目に、この修正を行ったときには公表する義務が発生しています。7ページの23行目です。義務は発生していません。これは先ほど述べた規定7条2項によれば、義務は発生していません。

つまり、市民の意見があつて、その意見によって条例案を替えた場合は公表する義務がございますが、今回、市民の意見そのものがないんですから公表する義務はありません。これも虚偽の事実

の摘示になります。

それから、7ページの33から8ページの4行にかけて、3回、条例改正、ここの条例を改正するかしないか、これは条例案の修正の問題であります、今回の事案は、しかし、これを条例改正という文言に変えて、二度三度同じ言葉を繰り返されておりました。これは聞いた者に、条例改正事案であると間違った理解、重大な問題だなというふうに理解させてしまう、そういうおそれがあることを三度も繰り返している。これ非常に意図的な単純な、年季の入った議員ですから間違えるはずがない。これは非常に意図的な誇張ではないかと思います。

それから次に、採決するときには私の分も採決してくださいとはならない。私もそのとおりだと思います。でも、これを委員会の委員長へ一部委託した件について、同列であるという意味でこれを使っています。つまり、問題の完全な振り替えであり、誇張拡大して、これも詐術的な話法ですよ。誰だって採決するとき私の分もしてくださいというような議員は、誰だって駄目だと思いますし、誰もしませんよ。

次は、意見を言うときには私は全権委任しますから、あなたが発言してくださいとはならない。当たり前ですよ。そんな議員は見たことはありませんよ。これも問題のすり替えですよ。誇張拡大して、これ詐術的な話法ですよ。これを繰り返し繰り返し言っているというのが、今言ったところじゃないでしょうか。

つまり、これ今簡単に申し上げました、これだけの虚偽あるいは虚偽に近い間違い等が認められる。12月25日のそう長くない発言の中で、これだけの誤りがございます。これをもって、許容される誤りである、この程度は許容される、しかも本人がそのことに一切言い訳もせず、改めもせず、釈明もせず、訂正もしない、これを全て正しいという前提で今日まで、まあ前回の吉田議員の弁明も聞きましたが、一切正しいという前提で現在もあるということから見れば、この一連の発言が無視できるほどの発言かどうかというところは問題ではなかろうか。つまり、これだけの過ち、虚偽、あるいは虚偽に基づいて、松井議員あるいは3人の議員がかなり強く批判された。このことを我々は倫理条例上、看過できるのかどうか。倫理条例上、こんな問題ありませんよとおっしゃる議員がいても結構ですよ。いてもいいですが、果たしてそうか。許容できるか。私はこれを許容したら議会にはほぼ成り立たない。一つの虚偽ですら、一つの誤りですら、我々は訂正しようとしてますよね。この間、私も一言、本会議で訂正されてしまいましたけど。そうやって一語一句やっぱり間違い等があれば訂正するんですよ。それが議会の義務である。しかも、倫理の根本ですよ。議会は議員はうそはつかない。根拠に基づいて発言するということで、大事な論点だろうと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 今回だけでなく、以前にも御指摘いただいた論点かと思いますが。

虚偽という言葉に抵抗があれば、発言の誤りでもよろしいかと思うんですけれどね。受け入れ難いという、いきなりでは受け入れ難いということであれば。ただ、誤った発言、誤りと言い直しても状況が変わるわけではないと思いますけれども。申し上げておりますように、どこまでが許されるのかというところを考えているわけでございます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） したがって、加藤委員にお聞きしたいんですけど、この11項目等を含めて、加藤委員は許容される理由、ラインというところはどこなの。議会全体でどの程度であれば、どの程度の虚偽は許容されるんだということを、この事例に基づいて説明していただければありがたいです。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員に限らず、皆さんに御意見を求めたいと思いますが、お手が挙がるようでしたら。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず、大前提として、確かに、議員として本会議場で誤りがある発言をしたら責任がございしますので、もし、発言訂正を求められたときには、しっかりと訂正をするなり説明をするなりという義務は発生すると思いますし、もうそれを拒否されたりとか、かたくなに自分の主張を曲げないのであれば、それはまさしく政治倫理違反なのかなというふうに思っております。ただ、そういったその発言の訂正を求めたりとか、そういう手続を今しているのかどうかというのをちょっと私には分からないところです。それが大前提としてあります。

ちょっと一件一件と言われたので一件一件言いますが。1番の初日で全会一致で中日もあり得るというところについては、そうなんです但最终日になったので、そのことの言いたかったのではないかなというふうなことも言えると思います。

2番は、パブコメ結果について公表もせずに、公表する義務はないということですが、市の規定ではそうかもしれませんが、例えば、横尾委員がまさに提示された横須賀市議会の規定の8条を見れば、修正があった場合には再度公表する義務があると、公表することをとするということが規定されています。

3番のこうした手続は見たことがないということについては、吉田議員の主観なのかなというふうに思います。

4番とか5番については、パブコメ内容が間違っていたとすればとか、こういうことが事実と認められるとすればという仮定の話をしているので、そういう仮定、そういうこと自体は特に問題ないのかなと思います。

6番、当局が内容を大幅に変えるというところ、やはりこの内容については、手続論の話をしているというふうに吉田さんはおっしゃってるんですが、やはり議会の議決を求めずにというところ、そこについてはやはり吉田議員自体もやっぱり変更として大幅だと、納得できないところがありますので、そういったことをおっしゃっているのかなというふうに思っています。それを委員会、議会やるというのはおかしいというところについては、議会等のパブリックコメント規程がございませんので、何とも言えないのかなというふうに思います。

8番の修正したときには公表する義務があるのかないのかという話ですが、これも市の規程ではないようですが、横須賀市議会のパブリックコメント規程等を見れば、そういった義務があるという場合もあり得るというところです。

条例改正か修正かというこれ本当に単純な言い間違いなのかなというふうに思いますし、悪意はないというふうに私は信じています。

私の分を採決してくださいとはならないであるとか、全権委任しますからとかいうところにつきましては、今回の場合は採決を経ていないという重大な瑕疵があるので、そこを言う際に少しオーバーな表現になっているのかなというぐらいの話だと思いますし、採決しないという重大な事実を言うというのは大事な指摘なのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 横尾委員から指摘のあった発言何点か、これは前回審査会で副委員長がおっしゃられましたけれども、私も松井議員と同じ気持ちです。これが全てじゃないかなというふうに私は思ってます。

それと、本会議で質疑の中でこのように発言されて、例えば、委員長の答弁を聞いてああそうだったんだなというふうになれば、彼はここまで批判しておきながら、前回も私言いましたけど、本会議では賛成に回っている。ですので、賛成討論の中で、これ修正なりとか謝罪なりとか訂正というのはできてたはずなんですよ。それをせずして、自分の意思を丸だけにしたというね。発言をしてないんですからね。だから、彼がここで本会議で言ってる内容というのは、自分は正しいというふうに思ってるという解釈しか私はできない、そういう判断であります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございますか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 吉田議員に限らず、誰しも議員は発言するときに、正確なことを言うというのは当たり前のことですけれども、しかし、まま記憶間違いとか勘違いとかいうのは存在することです。したがって、横尾議員が言われる虚偽に当たるかどうかは不明であると、私はそう考えます。さらに、いろいろ吉田議員指摘しましたけれども、その後、日下委員長が答弁されてますが、日下委員長が猛抗議をしたと、それは間違いだというような反論はされてない。淡々と委員会での事実関係を述べておられるということからすれば、これは私は先ほど来言ってますように、議会における議論の範囲、批判・反批判、討議、この範疇に収まる程度の議論であり、これをもって倫理違反と決めつけるのはこれいかなものかと私は考えます。議会は言論の府でありますから、様々な角度から議論するというのはあってしかるべきであります。私はそのように考えます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） どう言うんですかね。まあ横尾さんが言われるように、一点一点こう確認していけば誤りもたくさんあるしという部分じゃなくて、この全体の文脈というか話の中でどうやったんやということを僕はずっと考えてます。ですから、これ一件が違うだろう、これ一件が

違うだろうじゃなしに、吉田議員はなぜここまでこう言ったのかなというのは、やはりもう代表的な丸投げとかそういうようなことを言いたくて、これをやってきたんやと思うんですよ。ですから、その部分について、やはり発言の自由があるというようなこともあったり、これは議会として討論のうちやという考え方もあるかもしれませんが、これがもう瞬時として市民に伝わっていつとるんですから、議会の内部で、いわゆる密室でやってる会議でない以上、市民がどう感じているかという部分を大事に、この倫理というものは考えていかななくてはならないと思います。これはあくまでも、議会という本質的な議論の場ということを見失ったのではなくて、それを尊重するために、みんなが誤りがないようにするために放送もされてると思うんですよ。ですから、そんなけやはり発言には責任を持たないあかんやろし、いわゆる日下委員長がそんなに、渕本さんが言われたように、大声も出さずにずっと淡々と答えられとる、僕はそれが普通だと思います。ただ、普通なその討論になればいいんですけども、こういったようなことが本当にどんどんと外へ出ていくというのは、一定の倫理というものを考えた場合は違反になっていくんじゃないかなと思って、私は話を聞いておりました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君）　ありがとうございます。

今、また新たなといいますか、その発言の効果、発言の効果も一つ考慮の対象であると。一つの基準であるということをお示しいただいたように思います。大体、例えば名誉毀損なんかの事例についても、多々発言のある中でその核心的な部分が、今、副委員長が御指摘になったような言い方もできるかと思いますが、その革新的な部分が事実でなければ、それは責任を負わなきゃいけないというような考え方も判例は取っておりますので、そういうところにも通じていくかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君）　横尾委員。

○委員（横尾 正信君）　1点あります。皆さん発言の中で、今回の委員会の訂正、修正は大幅かどうかとありましたね。渕本委員は、吉田議員に、変更は大幅なんですかどうなんですかということをお聞きしたら、大幅であるというような回答がありましたですね。この点について申し上げたいんですが、変更が大幅であるかどうかの第一義的な解釈権は委員会にあります。委員会は当局とも協議し、パブコメ規程を管轄してる当局とも意見交換して、今回の修正は大幅ではないと。7条2項に該当する小さな修正であるということで合意されてます。これは委員会に権限があると思うんですよ。しかし、それは大幅だと言うことは自由だと思います。その場合、まずこの変更は規程に照らして大幅なのかどうなのか、小幅かどうか、基本的な修正に当たるか当たらないかという辺りを質問すべきなんですよ。まず。自分は大幅だと思うけども、委員会はなぜこれをそうではないと考えたのかという、その疑問から入るべきなんですよ。そして、論争すべきなんです。それを一切せずに自分の。つまり、なぜかという権限は委員会にあるんですから、判断の。でも、議員の見解は自由ですから、意見ぶつけて論争しようそれは正当だと思いますが、それをしていないじゃないですか。一切せずに自分の主観的な考えだけで、あんた方は間違ってるんだと。こう来て

批判してるんです。これは議論の仕方として倫理的にどうなんだと、こんなやり方が議会やるのかと。しかも本会議でというようなところが問われますので、ここについてははっきりとそういう質疑を否定せずに、本会議に入って批判してるということは、議員の討議、意見交換の倫理上問題だということを描きたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 当然、会議の運営上の規則の中で発言の自由は認められているわけで、御指摘のようなこともあり得るかなというふうには思います。言論の手順を踏むというのも一つの基準になるという御提示だったかというふうには思います。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ここで申し上げるのが正しいのか、まあこれは私のあくまでも想像です。吉田議員から聞き取りを行ったときに、清風の絆さん、それから、朝来市創生の会、事前に調整をしましたというあったんですね。だから、もう最初から彼が主導権を握っていた。恐らく、委員会も運営されてというようなことがあったのではないかなという思いがある中で、ここまで自分が提案してきたことを進めてきたのに、何でこういうふうに行ったんだというのが根本にあるのかなという、そういうふうな思いを私は持ってます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

一旦休憩したいんですが、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

御発言はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、暫時休憩します。再開は10時15分とします。

午前 10 時 01 分休憩

午前 10 時 15 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

付託の28号につきまして協議を行っていただいておりますが、さらに御意見はございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、28号に関する評議はここまでとしまして、次に、付託第29号、申し訳ありません、28号に関する評議はここまでとして、次に、付託第29号のほうに進んでいきたいと思います。

29号で問題とされております発言は、虚偽発言として、「今、与布土で学校給食センターと契約栽培する話が進んでいる」「学校給食センターに納入してくれ」「与布土の物を納入してくれ」「もう既に話はできている」こういうふうな虚偽の発言をされているということ。

そして、名誉毀損発言として、「一発で政治倫理違反で首ですよ」「政治倫理違反になってると思います」「その議員が絶対関与しています」こういうことで、名誉毀損発言があったということでございます。

これらの発言が付託のとおり、産業建設常任委員会の令和5年2月10日の会議録の6ページから7ページにわたってあることをこの審査会では確認しております。

これまでのこの29号に関します審査の過程ですけれども、この指摘が一般質問でされてることでしたので、藤本議員のその一般質問の発言を会議録に当たって見ましたところ、この審査会で検討する限り、指摘のような発言をされている部分はなかったというところを確認しております。

一方、先日の聴取で、吉田議員は、令和2年9月16日の予算決算特別委員会文教民生分科会での藤本議員の発言を、御自身の発言の根拠であるというふうにされております。このことをどのように評価するかということが、これから先の協議の対象ということになろうかと思います。

前回、既に該当の予算決算特別委員会文教民生分科会の会議録については、皆さんお読みいただいたと思いますので、この点について御議論をお願いしたいというふうに思います。

御意見のある方は挙手の上、お願いをいたします。

話の流れは、先ほどからの流れと延長上に来るかとも思いますが、同様に虚偽の発言であると今回のはっきりと申立てのほうで明示をされております。それから、名誉毀損の訴えでもあります。虚偽発言と名誉毀損の発言の評価の基準というのが、多少違うかもしれませんが、いずれにしても、何を根拠にされた発言なのかというところは、最終的には問題になってくるかなというふうに思います。

特に、名誉毀損のところにおいては、名誉毀損自体は虚偽であろうがなかろうが成立はすることは、皆さん御存じだと思います。ただ、こういう議会の議論もそうだと思いますけれども、公益性の高い問題につきましては、真実性の証明という違法性阻却事由が認められております。つまり、言っていることが真実だったら責任を負わなくていいと、簡単に言えばですね、名誉毀損にはなりませんよということなんですけれども。ちょっと乱暴に言ってますけれどもね。ですから、そういう意味では、何を根拠に発言したんですかというのが問題になってくると思います。

実はこの考え方というのは、今日前半で協議していただきました、発言の妥当性というところにも最終的には通じてくるのかなというふうな気がしております。皆さんから挙げていただいております政治信条であるとか、それから確かなエビデンスというようなことは、この名誉毀損の違法性阻却事由を論じるときに持ち出される概念と同じですので、ひょっとしたら、ひょっとしたらと言いますか、この28号も29号も基準としては同じようなところで判断が可能になってくるかなというふうな気もしております。

さて、そういう意味で、御自身の発言の主張の正当性の根拠として、我々のほうは見つけられなかったけれども、御本人は令和2年9月16日、相当前ですけれども、この文教民生分科会での発言を指摘されております。再度、このことにつきまして御意見がありましたらお願いをいたします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今まで調査した内容を全て総合しましても、吉田議員の藤本議員に対するあの発言は、事実でないというふうに断定できるというふうに思います。我々の調査の中でも、そういう事実はございませんでしたし、吉田議員からの聴取の中でも、令和2年9月16日の文教民生委員会、文教民生分科会の質疑の中で発言があったということなのですが、確かにそういった仕組みについての発言、仕組みについての提案はありましたが、ただ、そこでは当然与布土ということも一切出てきていませんし、特定の団体を推薦したりとかするという事も出てきていません。したがって、この9月16日の発言が、2月10日の吉田議員の発言には一切結びつかないというふうに判断できるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 私も、加藤委員のおっしゃったことは正しいと思います。幾つか付け加えますが、先ほど委員長が、吉田議員が令和2年9.16の文教委員会発言と今回の令和5年2月の発言には、関連があつて蓋然性があるんだとこういう発言があつたんで、そういう根拠云々というふうにおっしゃいましたが、2点申し上げます。1つは、一切蓋然性などないでしょうと。それから、この令和2年9月16日の文教委員の発言については、最初の第1次の政倫審で資料請求されておまして、第1次政倫審でも取り扱ってございます。記憶をたどれば、お米の問題でいろいろそういう発言があつた。しかし、一切関係ないねということで、これはもう令和2年9.16の委員会議事録は、ほぼ問題ないとしております。

その上で申し上げますと、前回、吉田議員の弁明の機会ということで招致いたしました、そこでの発言は、基本的には弁明する必要もその気もないとこういうことでもございました。加藤委員が会議録を精査したんですかとお聞きになって、それに対しては、そんなことしてませんよ、この委員会で調べてくれとこういう発言でした。したがって、私の解釈は、一切もう事実なので弁明することもないという意味でおっしゃったのかなと。まあ好意的に解釈してですね。というふうに思っております。だから、弁明内容を含めて、ほぼ全員一致で、そんな発言は本会議発言ではどこを探してもなかったねということは事実ではなからうかというふうに思います。

藤本議員が今回の請求の中でおっしゃってるように、この発言に基づいて一つのイメージが生まれ、3.17の産建の委員会につながり、かつ藤本議員に対する政倫審の設置というふうに至ったということで、ある種の、ある種のというか、藤本議員がおっしゃるところの全くの虚偽、ある意味でっち上げに近い発言が、その後の藤本議員の名誉毀損に及ぼした影響は計り知れないというような一つの起点になる発言ですので、ここについては徹底的に審査、究明、措置を取ってほしい、こういう趣旨だろうと思いますので、事実関係は問題ないというふうに思います。

藤本議員のこの3つの発言から継続して最終的に、要するに、もうこれ政治倫理条例違反になつてると思います、その議員が絶対に関与してますという形で締めくくられてるんですよ。したがって、藤本議員のおっしゃるとおり、この幾つかの虚偽発言、今のが最後になるわけですが、非

常に藤本議員にとっては悪質、自分の名誉を傷つけられたと。しかも、それが1年たって、8月23日の議事録を見るまでは自分では分からなかったということですから、今回1年たってからの申請ですが、きっちりとこれについては評価し措置するべきだろうと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見はございませんか。

御本人の根拠とされた会議録も含めて、本審査会での認定として、藤本議員は指摘されたような発言をしていないということは皆さん御了解いただけますかね。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのような前提で、今後この発言の評価をお願いしていきたいと思いますが、この発言についても、結局、今、横尾委員が言われております、会議録を精査していないというようなこともあって、自白に近いという表現されましたかね。もしかしたら、御本人もその辺はもう承知されている状況かなという、そんなニュアンスですか。というような御意見だったかと思いますけれども。

渕元委員。

○委員（渕本 稔君） その発言に関していろいろ見ていると、吉田議員がその発言の根拠とし問題になったのは、委員会でも指摘されてますが、当局が出したこの野菜納入の関係のフロー図が大きな問題になったのではないかなと思ってます。それに関しては、ほかの委員からもこれは問題ありという指摘の発言もあったようでありますから、このフロー図がなぜこの段階で特定の団体の名称を記入した段階で出たのかというところを、吉田議員は非常に疑問に思い、そこを問題視したとこのように思われますので、そこもこの審査会としては見ていく必要があるのではないかなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 私は、今の渕本委員の発言については反対です。

基本的に、藤本議員が今回審査請求されたのは、虚偽の発言、自分が発言もしていない発言を本会議でしたと言われたことに対する、しかもそれが1年たって発覚し、しかもそれが事情によって社会に流布されてしまった。藤本議員が何か悪いことをしたかのような印象を議員含めて地域社会に与えた。これが名誉毀損であると。こういうことなので、フロー図云々一切関係ないですね。そういうのは関係ないんですよ。彼が今回提示している案件は、フロー図等を審査等、そうした背景含めて関係なしに、この議案は提案されており、審査もできるということじゃないでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私は、逆に、なぜ吉田議員がこうした発言に至ったのかという根本原因がそこにあると思うので、これはこれで検証する必要があると思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 藤本議員が問題にされているのは虚偽発言、本会議で藤本議員が虚偽発言を行った。藤本議員がしてもいない発言を行ったことに対する審査と措置の申請なんです。ですか

ら、なぜ本会議で言ってもいいことを言ったと言ったのか。このことにつながる解明ならいいですけどね。そんなものこんなところで議論したって、その解明にはつながらんでしょう。言った意図はそうかもしれません。フロー図云々で調べたら意図は分かるかもしれません。しかし、ここで問題にしているのは意図じゃないでしょう。本会議で藤本議員が言ってもいいことを言った、2回言った、3回言った、このことを今審査しようとしてるのでね。だからあんまり。まあしてもいいですけどね。あんまり意味はないだろうなと思いますよ。

○委員長（藤原 正伸君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 水かけ論になりますから、これで最後の発言にしておきますけれども、私は吉田議員の発言が生まれた原因とか背景とか、これも見ておくのは決して無駄ではないと思っています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） それは情状酌量という意味で、そういうことが問題にしたほうがいいんだという意味であれば理解いたしますが、そこをもしおっしゃっていただけるなら、おっしゃっていただきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 問題の構造自体を見れば、これは直接根拠にはならないのは明らかだろうというふうに思いますが、今、渚本委員がおっしゃったように、発言に至る背景とかそういうことを何う材料にはなるかなとは思いますが。虚偽及び名誉毀損の発言の訴えということになっておりますので、これは吉田議員もおっしゃったとおり、会議録上それがあるかないかが全てだろうと御本人もおっしゃってましたので、そういうことではあるかと思いますが。今、横尾委員が情状とおっしゃいましたが、そういう背景的な材料としては取り上げる価値、価値づけはできないんですけども、あえて排除もする必要もないかなということかと思えます。

御意見ございましたらお願いします。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） 前回、前々回の政倫審では、そのフロー図については全然調査はされなかったでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 私に御質問ですか。

○副委員長（水田 文夫君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） フロー図が誤りであるとか正しいとか、そういうふうな評価はしてないと思います。前回は、要するに3号の構成要件該当性のみを論じておりますので、フロー図についての評価はしていません。

ほか御意見はございますか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） そのフロー図なんですけど、まさに横尾委員が言われたとおり、29号に関してはフロー図関係ないですね。30号はもちろんフロー図関係あります。29号は、どう文脈をいろ

いろ読み取っても、フロー図の話からこの話が出てこない。それ自体が非常に吉田委員の発言が問題なんじゃないかなというふうに思います。つまり、脈絡がないわけなんです。というの、それは議事録をよく見てもらったら分かります。2月10日の議事録を開いていただきたいんですが、6ページのところで、問題の発言です。フロー図が問題であるということを述べた4段落に続いて、唐突に始まっています。本会議である議員が言いましたというふうに言われていて、ここに全く接続詞も何もない。なぜならもないし、といいますのももないし、ただ単に通りがかり。フロー図を問題にしようというふうに、批判している最中に農産物流通の話が出てきたんで、通りがかりに藤本議員を批判したと、そういうふうにしか私は受けておりませんので、非常にこの辺が文脈という点で問題かなというふうに、私は評価しています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） そうしますと、先ほど私のほうで背景とか情状を伺う材料という程度の発言をしたわけなんですけれども、今、加藤委員のほうからは、つながりはないので考慮の必要はないというような意見もございました。

いずれにしても、問題になる内容につきまして、直接的な根拠にはなり得ないということは御了解いただけたと思いますので、そうなりますと指摘されているような発言はなく、虚偽の発言であったというところの認定は、もうこれでできたのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、審査会としては、これは虚偽の発言であるということの認定はできたということで、御了解いただけたものとさせていただきます。

あと、名誉毀損についての評価ですが、これはいかがですか。名誉毀損の評価について、お考えのある方はいらっしゃいますか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 最初のときから、私、繰り返し言っておりますが、本当の裁判においても、名誉毀損の認定というのは大変扱いに苦慮されて、検察官の起訴率も非常に低いという実態からすれば、この初めての政倫審の中で、議員が議員を裁くような、言わばそういう形になる名誉毀損の事実認定というのは、極めて時間をかけて慎重に検討すべきだと私は判断します。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございませんか。

今おっしゃられた慎重であるべき、これはもう当然のことです。その姿勢は常に崩してはいけないと思いますけれども。大前提といいますかね、常にその姿勢で。

そのほか御意見ありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） この29号に関しては、やっぱり言い方が過激というか、過激でありますし、

不適切な程度は非常に高いと、乱暴な発言であるというふうに私は捉えています。

具体的に言いますと、本会議で言いました一般質問中に言いましたというふうに本会議であることを誇張したようないい方であるとか、もう一発で首ですよというふうな言い方、これは非常に直接的でありますし、不適切な程度が非常に高い言い方なのかなというふうに思っております。したがって、名誉毀損の度合いも高いのかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 一点、注意いただきたいのは、ここで言ってます名誉毀損というのが、要は議会における不適切発言の例示として名誉毀損と出てくるわけですが、これは名誉毀損罪という犯罪の成立とは、またちょっと違う概念だというふうに思いますので。その点、もし違うというお考えがあったら言っていただきたいんですけれども。ここでその名誉毀損が成立するかどうかを論じる場ではございませんのでね。名誉毀損に当たるような発言はいかんだろうというのが、この倫理条例の説明に出てくるわけです。不適切な発言としてね。侮辱の言葉、名誉を毀損するような発言ということになるわけですので。渟本委員がおっしゃいましたように、非常にいざ裁判となったときの証明の困難さというようなものは一方ではあるんですけれども、緩やかであっていいという意味ではないんですけれども、そこまで厳格な表現は多分求めてないんだろということはいえるのかなというふうに思います。だから、一般常識的な範疇で、これは人の名誉を毀損する発言ではなかろうかと、そういう議論をしていただければいいのかなというふうに思います。これは名誉毀損罪に当たる、告発をすると、そういう流れではないので。虚偽発言であったとの認定、名誉を毀損する発言であるとの認定、そういうこともこの審査会ですることは可能かなというふうに思っています。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今、委員長がおっしゃったことで妥当だろうと思います。加藤委員がおっしゃったことも賛成です。その上で、一、二点付加いたしますが、法律とおっしゃいますが、刑法230条、公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者とはということで、名誉毀損が規定されてございます。公然と事実を摘示したかどうか、これは今回委員会での発言ですので、これはもう完全にもう公開された、公然に当たりますし、どういう事実を摘示したかということについては、本会議で発言した、こういう発言をした、3つ、4つの発言について、本会議で発言したという事実ではない虚偽、つまり虚偽のような事実を摘示しております。そのことによって藤本議員が、その会議録が公表されたことによって、これは藤本議員の議員としての社会的な評価を大きく下げる要因にもつながっているということでございますので、大きく名誉毀損されたという本人の申出は客観的に見て正しいだろうと思います。

名誉毀損の場合、いわゆる同定可能性というのでしょうか。ちゃんと誰のことを指しているのか、その公然と事実を摘示したこと、誰のことを指しているのか明らかであろうか、これについては、藤本議員を招請したときに聞きまして、誰が考えても私自身である、私自身もそう思うし、議員の皆さんも、あるいはこれを見た皆さんも、大概、藤本議員、私のことであるということは分かるとおっしゃいましたように、同定可能性は十分成り立っていると思います。

そして、いわゆる違法性阻却事由があるかどうか、こんなこと名誉毀損の場合は必要なんでしょうけども。これらから見ても本人が事実を言っていないと、これは明らかですから、虚偽を述べているというのはもうはっきりしているのでこれにも当たらない。というようなことから見れば、委員長がおっしゃったように、法律論では必要ないと思います。ただ、名誉毀損に大いに当たるんじゃないだろうか。加藤委員がおっしゃった判断で正しいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

真実性の証明はもうあり得ないんで、事実そのものを評価することになるのかなと思いますけれども。

ほかに御意見はございませんか。

今の最終的な横尾委員の発言は、名誉毀損の認定も可能な状況だとかいう御意見でございます。ほかよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、29号に関しましての御意見をいただいたといたしまして、続きまして、付託の30号に関する部分に移りたいと思います。

この件については、同じく産業建設常任委員会の令和5年2月10日の会議録の中の6ページから7ページにかけての、よふどの恵みの団体としての性格と代表者に関しての発言が問題となっております。

これに関する評価、御意見をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 30号に関しては、結論から言いますと、政治倫理基準に違反することはなかったというふうに、僕は今のところ評価しています。なぜかといいますと、29号とは全く異なりまして文脈がしっかりある話なんです。それはフロー図です。フロー図が出てきて、フロー図の内容が不適切であるということをしかりと指摘しなければいけないというふうな目的がございます。実際、このフロー図は不適切でして、農林振興課も取り下げるという結果になりました。その議論の中で話している話であるというのが、非常に重要なところだというふうに思っています。なので、そのフロー図に特定の事業名が出てきたことを不適切だというふうに批判するというふうな形になっていますので、ある程度強い表現、取り下げまでしなきゃいけないような資料ですので、ある程度強い表現になるというのは当然だというふうに思います。その中で、確かに、事実と異なる表現であるとか誤解を招く表現はございます。それについては、政治倫理違反とまでは言えない程度だというふうに思っています。具体的に言いますと、まず2月10日の議事録の6ページです。よふどの恵というのは、僕は個人の団体やと思っているので、個人の要は市として全く関係ない団体だと思っています。これは何を言うかということ、当然、公的な団体ではなく、私的な団体である。したがって、フロー図に名前を入れてはいけないいけないんだということを言いたかったというふうに、

吉田議員が参考人招致の中でも述べられていますし、そういう文脈であれば非常に当然そういうことを言われると思います。ただ、これがその個人の団体ということで、特定の個人が設けている団体だというふうに捉えるということは、確かにあるのかなというふうに思います。それはしっかりと説明を果たすべきかなというふうに思っています。

次に、細見氏の名前を挙げて、代表を私がやってくれって言って一般会議と言われましたよ、これも間違ってるわけですが、一般会議のときに、よふどの恵の代表として細見氏が来られていたところを言うただけで、確かに、組織上代表ではないというところなんです、これは言い間違えの範囲かなというふうに思っております。

最後に7ページのところで、よふどの恵がもうかる仕組みじゃないですかというふうな発言をしましたが、もちろん、よふどの恵さんに関しては一般社団法人ということで、利益を目的とした団体ではございませんが、当然、事業の中で利益が出る可能性はありますし、特定の団体が利益が出るような仕組みを通常の契約の事務手続を経ずに、フロー図として記載したことは問題があることです、それについて指摘をしたまでかなというふうに思っています。したがって、30号にしては本当にフロー図が問題ですので、フロー図を出したことについて、農林振興課にも責任があるというふうに私も思いますし、このことについては吉田議員一人の責任ではなくて、全体として説明をすべきことなのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 細見さんに対して、団体はこの前会った細見さんですよ、代表を、私がやってくれって言って、一般会議のときに言われましたよ、言うのは自由ですとこう言われてるんですけど、吉田議員に聴取したときに、これどういう意味ですかと言ったら、この発言は、一般会議に代表で出席してくれという意味で発言しましたと言われたんですけども、どう考えてもこの発言ってそうじゃないですよと僕は思ってますし、そうは聞き取れない。やっぱり、代表を私がやってくれって言って一般会議のときに言われましたよ、言うんは自由です。でも全く行政と関係のない組織を、とつながっていく。これは一般会議に出席で細見さんが代表で出席してくれと言われてましたよというふうな意味合いで取るのは、やはり難しいだろうというふうに私は思っております。

以上です。やはり無理があると思います。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見はありませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） これはフロー図がって加藤委員おっしゃいましたけれども、フロー図が出たからこの発言があったんじゃないで、彼がそういうふうに思ってるから発言が出るということなんです、と思ってます。だから、フロー図が出たから、彼はその団体をそういうふうに認識してるからその発言が出るんですよ、と私は思ってますから、フロー図があろうがあるまいが、そういう

団体に対しての意識というのは、彼にはそういう認識でおったのかなというふうに私は思ってます。
以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） これは何人かも言われましたけれども、一般会議にその組織の代表として出てこられたという意味と両方取れる側面があります。そもそもは、前も言いましたように、まだ確定もしていない組織を行政の仕組みの中のフロー図に書き込んだということに端を発しているわけなんです。これは産建の中で他の委員も問題視している。結果として、担当課は不適切だったということで取り下げたという事実がありますので、これはこの問題の端を発した事柄でありますので、この点については、私はこの審査会でも見ていく必要があるとこのように思います。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そうですね。いろんな意見があっていいなとか面白いなと思うんですが。私は、嵯峨山委員がおっしゃったことには一理あるだろうと思います。フロー図と、今、よふどの恵から指摘されてる名誉毀損に当たる発言が、後先何か関係あるのかということですけども。基本的に、フロー図等に関係なく、名誉毀損に当たる発言が存在してるということだろうと思います。

つまり、指摘されております発言、よふどの恵という全然関係のない業者、このよふどの恵というのは、僕は個人の団体やと思っています。個人の、要は市としては全く関係のない団体やと思っています。こういう、つまり、よふどの恵は個人の団体である、業者であるという認識は、フロー図とは全く関係ありません。基本的な認識として、フロー図があろうがなかろうが、吉田議員は、よふどの恵という団体に関する認識はこういう認識である、こういうことですよ。これが問題にされてるということなんで、そもそもこういう認識、間違った認識を公開の場である委員会で発言し、かつ、それがあつた事情によって公開されてという流れの中で、名誉毀損的な損害を受けたというふうに言ってるわけで、これ自体フロー図に関係なく、本来の固有の認識であるという点が一点です。

それからもう一点は、いわゆる市とは関係のない団体だ、特にこの点について、よふどの恵さんは非常に強い憤りを持っておられると。我々、市と関係のない団体ではないと、自治協の参加団体であり、与布土自治協の一部門であるということからすれば、我々は市と密接な関係にある、そういう団体なんだと。利益を求めているわけではない。ボランティアとして地域のためにやろうと、地域自治協のためにやろうと、そういうふうに意志に燃えてつくった団体であるので、市と全く関係のない一事業者、こういう評価されるのはこれはもう我慢できんと、こういう憤りだろうと思うんですよ。この市とは全く関係のない団体であるという認識も、フロー図とは何の関係もないですよ。本来、もともと彼が持ってる認識をそのまま表明しただけですから。

この2点について特に憤っておられるということなので、そもそもこの2点は、私はたくさんありますよ。よふどの恵だけがもうかる、これはフロー図に関係あるでしょう。発言としてはね。そ

ここまで全部広げて、全ての発言がって言ったらフロー図との関連での発言も確かにございます。それは一部。今申し上げたように、この先ほどの2点についてはフロー図と何の関係もない。吉田議員個人の当初からのよふどの恵に対する認識がはっきりとこの2点として表明されている。委員会で表明された。しかも、それが公開され、流布されたいうところだろうと思います。

その上で1点申し上げますと、資料として、新聞、この問題が最初に出た政倫審設置、神戸新聞で最初に出されました記事について資料を提供してございますが、それを見ますと、初の政倫審設置、学校給食の野菜納入めり、藤本市議協議に同席かということで、その本文中に、昨年12月、同センターや市農林振興課、農家との間を取り持つ業者の協議の場に藤本議員が同席したという。同市議会議員倫理条例は、市が行う穀物一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦・紹介・介入をしない、これ特定業者のという表現がある。農家との間を取り持つ業者の協議の場という形で、よふどの恵さんからすれば、業者扱いされておると。新聞で、これはよふどの恵のことやということとは地元の人は全て分かるわけで、こういうことについて同じ業者という形でよふどの恵を取扱い、それを公表した、公然化したのは吉田議員の発言なので、きちっと対処してほしいということだろうと思いますので、私はこの点で、確かにこの2点は、誤った議員の認識を表明し、それが流布された。このことは明らかに間違いですよ。市と関連のない団体ではないということは、これは加藤委員が資料で提出、前回ね、前々回ですか、出していただいた。まあそのとおり、一般会議でもまた市の委員会での発言においても、それははっきり市の認識としてもはっきりしてる。客観的には、自治協の参加団体である。自治協は市とは密接に不可分の団体でありますし、市の将来をひょっとしたら自治協が担ってもらっていかないと、地域の発展はないなというぐらい、議会としても、市としても、地域自治協は重視、市の将来がかかっている団体として非常に重視してます。その1部門でありますから、市とか全く関係のない団体なんで、規定は、議会の内部と市当局の認識でもほぼあり得ない。それを表明してるって、これはよふどの恵としてはこんな不名誉な表現はない。これは当然、憤られたことは正しいというふうに認識をいたします。取りあえず、そんなところでしょかね。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今の横尾委員の御指摘に対して、1つ指摘をしたいというふうに思います。

私は、吉田さんがよふどの恵をどう評価していたか分かりません。ただ、少なくとも、市として全く関係のない団体、そういうふうには絶対的に評価をしていたんではないというふうに思っております。というのも根拠があって、この2月10日の議事録の6ページの2行目です。よふどの恵に関してきちんと説明をしています。よふどの恵というのは、地域自治協がつくられた一般社団法人でというふうに、吉田議員はしっかり認識をされているわけなんです。当然、地域自治協議会が市のまちづくりの一端を担っていて、市の補助金も入っているというのは、当然承知をしているはずだというふうに思います。その上でなおかつ、フロー図において、たとえ自治協がつくられた一般社団法人であっても、公的団体でない限り、フロー図に載せるのは不適切だという点で、幾つか強い言い方をしているというふうに、そういったことなのかなというふうに考えるのが筋かなという

ふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） こういうことなんですよ。吉田議員は、今、加藤委員がおっしゃったところね、一般社団法人で法人格を取られ、これは正しい認識ですよ。その後に、市の第三セクターでもなければ、出資法人でもないんだとこういうふうに言った。一般社団法人は、つまり業者団体なんだと。市の第三セクターでもなければ出資法人でもないの、結論は、市とは関係のない団体であるということを言いたい。結論はそうなんです。市の一般社団法人で、利益を求めている団体じゃないから、市と関係あるんだという結論じゃないんですよ。この一般社団法人という認識は、つまり市とは関係のない団体である、業者である、場合によっては営利を目的とした団体であるとも取られかねない、そうした団体なんですよという結論を導き出してるんですね、こっからね。だから、その後に業者という言葉が出てくるんですよ。その前にも業者ということが出てるんですよ。つまり、一般社団法人よふどの恵は業者である。しかも、間違ってますよね。個人の団体である。こう言ってるんです。

加藤委員が、この間、吉田議員に質問されました。個人の団体とはどういう意味ですか。吉田議員は答えられましたね。公の団体ではないという意味だと、こういうふうに回答されたと思うんですよ。しかし、これ間違いでね。公の団体の対局は私ですよ。公私の私。私の団体、つまり、私の団体は私企業。日鉄であろうと、ソニーであろうと、全て私企業です。私の企業。これは公ではないから私企業。しかし、法人で巨大企業です。個人の団体ではありますよね。私企業の中に、私の中にまた法人と個人があるということなんですね。この回答は誤ってるんですね。個人の団体という意味は、イコール私ではないんですよ。個人と私は別ですよ。だから、ここははっきりさせる必要があります。個人の団体というのは全く虚偽、誤りです。間違ってます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見いかがでしょうか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） さっきも私言いましたけれども、今回のこの30号のそもそもの発端となったのは、委員会で指摘されたたフロー図の件なんですよ。これを吉田議員が委員会の中で指摘された。他の委員も賛同されている。委員長も制止はしていない。そうしたことがあって、担当課は過ちを認めて取り下げたということでもありますから、ここが今回の発端であるということなので、私はこの審査会でもそこは検証しておく必要があると思います。

○委員長（藤原 正伸君） フロー図の検証の必要性です。

ほか御意見ございませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 検証ということで、どこまで検証すればいいのか。検証なら検証してよろしいですよ。渕本委員の検証をお聞きしたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） フロー図を請求してみますか。どうですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） いいですか。じゃ、一応資料要求をしておきますので、次回……
副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） フロー図を要求されるのであれば、フォーラムか何かでよふどの恵が出てきた説明がありましたよね。そのときの資料も一緒に併せて取られたら、より分かってくると思います。

○委員長（藤原 正伸君） フォーラム。
横尾委員。

○委員（横尾 正信君） フロー図を見たとして調べたとして、その内容から吉田議員がよふどの恵は個人の業者である。あるいは、市とは全く関係のない団体だと、あるというふうに認識していた根拠は、その検証の中で出てくるんですか。出てきたらよろしいですがね。やった意味もあると思いますけど。

○委員長（藤原 正伸君） いかがでしょうか。
御意見ございませんか。

それでは、フロー図とそれからフォーラムで使用された資料を資料要求させていただきますので、確認をお願いいたします。

ほか御意見ございませんか。
この際、お願いをいたします。
横尾委員。

○委員（横尾 正信君） この間、吉田議員を弁明の機会があったときに、私あんまり、ぼっとして聞いてたものですからよく分からなかったというのがあって、後で調べたんですけども。細見メモについて非常にたくさんの発言をされてますよね。ここじゃないですかね。私は聞いてたんで、聞いてた限りは。

○委員長（藤原 正伸君） 会議録が出てますが。

○委員（横尾 正信君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） 会議録がありますけれども。

○委員（横尾 正信君） ああ会議録。議事録ですか。

○委員長（藤原 正伸君） はい、議事録。

○委員（加藤 貴之君） 議事録を見るまでは、細見さんにその文書が渡った経緯についてしっかり調べてくれというぐらいのことかなと思ってたんですが、議事録を見ればそうではありませんね。彼は、その文書、つまり細見メモですが、その細見メモが誰を経由して出てきたのか疑問に思っている、誰を経由して出てきたのか教えてください、どこから出てきたのか、これがこの問題の根本にあるのではないのか、誰を経由して出てきたのか、誰がどのように関与して細見さんからもらったのか、委員会で調べてください、しっかりと誰がどのように関与して細見さんからもらったのか、

これだけの発言してるんですよ。それぐらいこの文書、この文書というのは細見メモと言われてるものですが、何でこのこれが議会の場に出てきてるんだ、誰を経由して出てきてるんだ、その経過について調べてくれというふうにかなり力強くどうもおっしゃってたように。これはどうしますか。これだけの要望があるんで、はっきりこれ調査、じゃしてもいいかな。誰を経由して、細見メモが委員会に登場してるのか。議運にも登場してます。この審査会にも、前回、藤本さんから提供いただきましたよね。出てますよ。その経緯、経緯って細見さんから出てるんだよね。経緯もくそもないと思うんですけどね。思うんですけど、何かこれはこの根本にあるんだとまでおっしゃってるので、これはテーマにしてもいいんじゃないかな。これしっかりやりましょうよ。細見メモについてのせっかくこれだけのね、本人の弁明のかかなりの時間を使ってこのことは言われてるんだよ。乗りたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 渕元委員。

○委員（渕本 稔君） 今、提起されたメモの関係ですが、これは既に政倫審の中でも関係者が、私的な文書であって公文書でもないし、公開を許したものでもないとはっきり申されているので、これを再びこの審査会で、本人が公文書でもない公開を許したものでもないと言ってるものを、ここで扱うというのは適切でないと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 御意見いかがですか。
横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 前回、政倫審で細見さんから提出されておりますよね。拒否されてません。つまり、審査会の資料になってございますので何の問題もないんじゃないですか。細見さんが取り下げるといふのなら別ですよ。細見さんが、提出したけども取り下げたいとおっしゃるなら、取り下げたらいいいと思います。彼は取り下げる気もない。堂々と自分に來たメールとして提出しているので、何の問題もないんじゃないですか。

○委員長（藤原 正伸君） 今、御指摘のとおり、委員会のほうでは既に資料としては上がっております。
渕元委員。

○委員（渕本 稔君） その後、その発信者である当人から、これは私文書であって、公になるものを前提としたものではないとはっきり言われておりますので、私はこの審査会で取り扱うのは適切でないと思います。

○委員長（藤原 正伸君） いかがでしょうか。
横尾委員。

○委員（横尾 正信君） おかしいことをおっしゃるんですね。我々は、細見さんから資料提供を受けました。それが発信者って誰のことか分かりませんがね。問題があるなら、細見さんが取り下げたらいいいですよ。細見さんに取り下げるように、これはあなたに送ったもんじゃないんだということであれば、そういうふうに言って、細見さんに誰が送ったか、送った人に働きかけて、細見さんから取り返してくれというように、細見さんが了解して初めてこれは成り立つ話であって、細見

さんは、今現在、誰からもこの文書は公にしてもらったら困るんだなんてことは、誰からも、誰からも言われてない。いいんじゃないですか。そういうふうに手続を踏んで、細見さんが取り下げたい、あれは言うんであれば取り下げただければいい。それだけのことで。そういうこととしてないでしょ。せずに、細見さんに誰かに了解もらったんですかと、細見さん誰に了解もらうんですか。取ってませんよ。当たり前でしょ。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。

淵元委員。

○委員（淵本 稔君） 横尾委員の前提が間違ってると思いますよ。発信者本人は言われましたけれども、細見さん宛てに出したものではない。別人宛てに出したもので私文書である。それを細見さんが手に持ってるからといって、細見さんの許可を得なければならないという、それは前提が間違ってます。発信者は公の文書ではないとはっきり申されているので、ここの審査会で扱うのは適切ではありません。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 何回でも申し上げます。その発信者が、細見さんにそのメールを送った人間に対して取り戻してほしいと、あなただけに送ったものだから細見さんから取り返してくれと言いい、その人間が細見さんに対して、これは返してほしい、あなたに送ったもんじゃなかった、返してほしいと言え、細見さんが返すか返さんかはそれは分かりませんよ、細見さんが万が一返したとすれば、細見さんはそのことをもって、この審査会にあの文書については取り下げたいという要請があるでしょう。そういう要請があれば、我々は取り下げるといふ、証拠として扱わない、資料として扱わないというだけのことなんです。

前回、審査会で出された細見さんの、いわゆる細見メモは、議運に出された資料と違ってますね。最後の一文が議運ではありませんでした。前回出された、よろしくお伝えください、なんですか。ありがとうございますで終わってるんです。議運で出された資料は。前回、審査会に出された資料は付加がありますね。と、森田議員からの伝言ですという一文が加わってますよね。したがって、細見さんは、これは約束どおり、文書で欲しいという文書が届いたんであろうと、森田議員から届いたんであろうと、こういうふうに解釈されたんでしょうね。それをそんな約束は果たしていないからといって、最初、議運に何とか阻止してほしいという要求を出されて、それでは拉致が開かなかったので政倫審請求になった。これが流れですから。なんですよ。だから、細見さんは、多分、森田議員からの伝言ですという最後の一文がある限り、森田さんから友人を介してきたものだと、こういうふうに理解を現在もされておると。そのことについてクレームは受けてない。受けてませんよ。誰からも彼はクレームを受けてませんよ。というので、クレームがあるならちゃんとそういう手続を踏んで、細見さんから撤回してもらえば、審査会としては何も言うことはありませんということですよ。

第4回審査会だったっけ。資料は、第4回審査会資料、第4回、17日のよふどの恵から出てる抗議文ってどれですか。資料ありますよね。第4回で、資料の中でございます。よふどの恵から、朝

来市議会議長、森田龍司様、産業建設常任委員会委員長、日下茂様宛てに出されている最初の吉田議員の議場での公開謝罪の要求についてという要請書がございます。これが発端ですからね。これを見ていただくと。ちょっと事務局読んでもらえますか、これ。全文読んでください。

○委員長（藤原 正伸君） 事務局、資料の朗読をお願いします。

○事務局長（宮元 広司君） お送りしたものを朗読させていただきます。

朝来市議会議長、森田龍司様。同産業建設常任委員会委員長、日下茂様。

吉田議員の議場での公開謝罪の要求について。

私ども一般社団法人よふどの恵と細見守は、朝来市議会に対し、下記の理由で、私どもに対する吉田議員の市議会議場での公開謝罪を要求します。

1、吉田議員は、令和5年2月10日の産建委員会において、一般社団法人よふどの恵と同法人理事細見守に対し、事実誤認に基づく一方的な誹謗中傷、また名誉毀損ともなる発言を行っていました。この事実が、藤本議員に対する政治倫理審査会の審査過程で、当該会議の議事録が公開される中で初めて明らかになりました。該当する発言は別記。

2、この問題発言に対し吉田議員に抗議したところ、当該議事録を削除するとともに、本会議場で一般質問の機会を利用して謝罪するとの申出がありました。しかし、9月8日になされた謝罪発言になるものは、真摯で誠実な謝罪というには程遠いものでした。

3、吉田議員の発言は、委員会での公的な発言であり、当該委員会、また議会の責任、監督の下になされたものであります。吉田議員の約束どおり、公開の議場できちんとした謝罪がなされ、巷間に流布された私どもに対する不名誉で誤った理解が少しでも軽減・解消されるように、議会の責任において御尽力いただきたいと思います。

令和6年1月31日、一般社団法人よふどの恵、理事長、谷村幸雄。同理事、細見守。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） これが1月31日に、よふどの恵と細見守さんから議運に出された、議場で謝罪させてほしいと、公開謝罪させてほしいという要求書なんです。これを議運で協議したら、議運にはこういう権限はないと。議場で謝罪させるという決定をこの議運で行うことはできないので、申し訳ない、細見さん、よふどの恵にこれをお返しして、政倫審のほうに政倫審設置で要求していただけないですか。議運では扱えませんという返事を申し上げて、その結果、今回の政倫審設置の請求ということになっておるわけですね。したがって、これが基本的な要求の基本なんです。この要求の中にありますように、吉田議員に対して抗議したところ、議事録を削除するとともに、本会議で一般質問の機会を利用して謝罪するとの申出があったということなんです。謝罪する申出があった。細見さんたちは、この謝罪の申出が口頭では不安だから、ちゃんと文書でこうこうするという、確約として文書で欲しい、こういうふうに要求されたので、その次の日に、その日じゃありませんよ、その次の日に、こういうふうにしますよ、こういう謝罪しますよという連絡が、友人経由で森田議員から来たので、その約束の文書だなと思って受け取ったと、こういうことなんです。

よね。

しかしながら、そこに書いてあったように一般質問の冒頭で謝罪する、それを期待して一般質問を見ていたところ、とても謝罪と呼べるものではなかったと。あの発言で我々の名誉は回復されたとはとても思えないということで、改めてちゃんと議場で、よふどの恵へ、細見守の名前をちゃんと出して、誤っていたので謝罪するということをちゃんとさせてほしいという要求書はこれです。

この延長に今回の審査会がございます。つまり、細見さんが受け取ったであろう謝罪するという約束はどういう内容であったのか、いつどのようにしてその申出がなされ、申出が文章化された形で細見さんに伝わったのか。伝わっていると細見さんは認識している。そういうところですね。そういうところの事実関係を明らかにする意味では、この細見メモというのは、よふどの恵が言ってることの一つの大きな問題の一つの柱になってますね。信用しない、謝ると言ったのにちゃんと謝ってなかった。ちゃんとやり直して謝らせてほしい。議運に申し込んだけども、それは議運では無理だった。審査会でやってほしい、審査会に申し込むと、これが現在の流れでございます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほど申しましたとおり、この資料につきましては、既にこの審査会の資料として上がっております。今それを調査の対象にするかどうかというお話なんですけれども、先ほど資料要求にありましたフロー図、それからフォーラムの資料に比較しても、この本会議での発言に関わる度合いというのは、より密接かなというふうには思われますが、いかがでしょうか。

調査をして議論の対象にすることでよろしいでしょうか。

淵元委員。

○委員（淵本 稔君） その前に、委員長のほうで確認を取ってもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですが。私、繰り返し言ってますように、そもそもの発端となったこの発信者は、細見さん宛てに送ったものではなくて、間に立ってくれた人に、こういうことでしたなという内容の整理のために発信したものであると言われておりますので、したがって、公の文書ではなく、私文書であるので、公開は好ましくないとは思いますので、審査会の中であえて扱うというならば、そこは発信者がそういう意図でありますから、委員長のほうで確認を取っていただきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 委員会で取り扱うことに、法的な障害があるかどうかにつきましては、こちらのほうで確認を取らせていただきます。

ほかに御意見はございませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 先ほど、淵本委員おっしゃいましたけど、発信者あるいは細見さんとの間に送られた方、そこに確認するということですか。委員長から何か確認されるんですか。何か分かったら、この場に呼んで何か確認して深掘りしてくんですか。

○委員長（藤原 正伸君） いえ、ただいま申しましたとおり、この審査会で既に資料としていただいておりますけれども、この審査会で取り上げることについて、法的な障害があるかどうかを

確認すると申し上げております。内容、それが例えばそこに登場する第三者に接触する必要が生じるのであれば、それは既にもう法的な障害ということになっておりますので、その後はまた皆さんの御議論に任せたいと思っております。以上です。

ほかに御意見はございませんか。

この30号につきましては、2クール全部通しまして、会議中の発言を対象に審査をしているわけですが、特にこの30号については、なかなかそのほかと比べても明確な判断基準というものが取りにくいという印象がございます。ですので、調査は尽くしたほうがいいと思いますし、今の御指摘のとおり、この請求者からいただきましたメモにつきましては、被申立人のほうからも調査をせよという御意見もいただいておりますので、可能であれば調査をしたほうがいいかなということは思います。

ほかいかがでしょうか、御意見は。

幾つか、この問題とされる発言につきましての委員の個人的な評価はいただいておりますが、新たに調査、必要な資料ということで3つほど今日出されておりますので、次回その確認をしていた上で、意見をまとめていっていただきたいとは思っておりますが、本日のところで御意見いただける御意見がありましたらお願いしたいと思います。

御意見はございませんでしょうか。

あと一点、パブリックコメントの実施基準につきましての紹介については、今日のところちょっとまだ間に合っておりませんので、それも併せて次回提出したいと思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 先ほども私言いました神戸新聞の最初の新聞記事は、資料として採用するというところでよろしいでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 申し訳ございません。

すみません、先ほど横尾委員が読み上げられました新聞記事は……

局長。

○事務局長（宮元 広司君） すみません。先ほど読んでいただいた新聞記事の格納場所ですけれども、第6回の政治倫理審査会のところの中の引用資料のフォルダの中に新聞記事としてでございます。

○委員長（藤原 正伸君） はい、すみません。

第6回の引用資料のフォルダの中でございます。もう既に発行されている新聞記事でございます。

淵元委員。

○委員（淵本 稔君） 神戸新聞社の記事ということでありますから、著作権の関係で神戸新聞社さんの許可をいただいているのかどうかを伺います。

○委員長（藤原 正伸君） 引用のフォルダの中に一応収めさせていただいてまして、直接的な許可はいただいておりますので、引用のフォルダの中で留めさせていただいております。

淵本委員。

○委員（**渚本 稔君**） 限定的といえども、言わば審査員は見るわけですが、見ることができるわけですから、そこは著作権の関係で異議申立てが来る心配はありませんか。

○委員長（**藤原 正伸君**） 御指摘の懸念をいただきましたので、確認をさせてもらいまして、次回御報告させていただきます。

ほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（**藤原 正伸君**） それでは、御意見がないようでしたら、一応、30号につきましては、まだ今日要求されました資料を待ちまして、次回、評議を継続するということにさせていただきたいと思います。

28号、29号につきましては、一旦、意見も交換出していただき、それぞれの意見に対する質問評議をしていただいたと考えております。30号の評議を待って、全体的なまとめに入っていく方向にしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、毎回の議事録につきましては、間に合うように取り急ぎ調整させていただいておりますので、ぜひしっかりお読みいただいて協議に備えていただきたいというふうに思います。

それでは、本日の審査としては、資料の関係もございまして、ここまでとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（**藤原 正伸君**） それでは、本日の審査はここまでとさせていただきます。

次に、次回の日程についてお諮りしたいと思うんですが、7月7日、ごめんなさい。1週間後、7月8日あるいは翌日9日の午前、どちらかで設定したいと思っておりますが、御都合はいかがでしょうか。どちらでも大丈夫でしょうか。

〔「9日のほうが」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（**宮元 広司君**） 9日の午前中どうでしょうか。

豊岡病院組合員の本会議ですね。午前中。申し訳ありません、そしたら8日でどうでしょうか。よろしいですかね。

8日と9日と申し上げましたけれども、申し訳ないです。9日午前中、豊岡病院組合の本会議が入ってございました。8日の午前中をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（**藤原 正伸君**） それでは、次回は7月8日午前9時から開催としたいと思います。

そのほか委員の皆さんから何かございますでしょうか。

嵯峨山委員。

○委員（**嵯峨山 博君**） この審査員からの情報発信について、ちょっと協議をしていただきたいというふうに思うんですが、私たち議員というのは、やっぱりSNSやホームページ等々で公開しております。この審査会についても、公開ということをやっていると思うんですが、開催したとかっていう事実を述べるというのは致し方ないかなというふうに思うんですが、や

はりそこに審査員としての自分なりの意見、こういったものを加えるとやはり影響を与えてくるんではないかなというふうに思っております。やっぱりそこは注意していかなければならないんじゃないかなというふうに思ってます、一定のやっぱりたがをはめる必要あるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺若干協議していただけますか。

○委員長（藤原 正伸君） 審査会の内容について、あるいは進行についての、その議会の公式な広報以外への情報発信ということについての問題提起でございますけれども、それぞれの個人的な媒体による発信ということかと思いますが。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） そもそも議会は公開が原則で、事実公開されております。さらには、時々新聞社による報道もなされております。したがって、議員個人個人が自ら思うところを発信しても問題はないと考えます。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 全て自由でいいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ここで個人の見解、まだ決まってないことを個人の見解として、結果がこうだったという、結果出たような、あたかも出たような公開をされると、そこに影響を与えてしまうということなんです。だから、本日この会議でこういう審議をしましたというのは、これは事実だと思うんですね。だから、こういう公開はいいかなというふうに私は思ってますけれども、審査員である我々がこうであるああであるっていうふうにやっていると、それを御覧になられてる方々に少なくとも何か影響を与えてしまうという、これだけのまあ今は審査会ですのでこの話をしていますけれども、これからいろんなこういう会議の中での情報発信というのは、僕は注意したほうがいいんじゃないかなというふうに思ってますけれども、まあ皆さんがよけよければ、それはそれでいいかなと思うんですけれども。僕はちょっと問題かなと思って今日発言させていただいております。

○委員長（藤原 正伸君） 今、特別委員会にも言及されましたか。特別委員会の件にも言及されましたか。

○委員（嵯峨山 博君） いやいや。

○委員長（藤原 正伸君） 特別委員会の件もあるんですけれども、委員会のその情報発信については、全国的にも議論がございます。委員会というよりは審査会ですね。通常の常任委員会等の委員会の調査事務ではなくて、審査会の審査をやっておりますので、これは本日より始まります特別委員会なんかもそうだと思いますけども、他の本会議であるとか、それから委員会、常任委員会の所管事務調査と同列に扱っていいかどうかということについては、全国的にも議論のあるところだと思います。

今、嵯峨山さんの指摘にもありましたとおり、委員長の立場で言わせてもらいますと、この委員

会の会議室以外のところで、この意見なりが形成されていくというのは、非常に困ると思っております。そういう意味では、傍聴されてる方が会議を傍聴して情報発信するのと、それから、委員として参加されている方が情報発信するのでは、これは意味合いが全然違うと私は思っております。そういう意味では、私の耳にも個人的に批判等が入ってくることもございまして、これ渚本委員が冒頭おっしゃいましたとおり、これこそ議員活動の自由というものがございまして、私の立場から強制はできないんですけれども、できるだけ自粛していただきたいというふうなお願いはさせていただきますというふうに思っております。

御意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 当然、委員会の中で話されていないことを、例えば自分の意見であるとかをその中で述べることについては、影響があるので自粛すべきかなというふうに思っております。ただ、委員会の中で話されたことについては、発信する自由はあると思っております。

○委員長（藤原 正伸君） ぜひ、その事実に限って、その評価をしていただかないようにお願いしておきたいと思います。評価をつけて発信をされますと、やはり意見形成に向かってしまいますので、御了解いただけますでしょうか。委員の皆様をお願いでございます。

渚元委員。

○委員（渚本 稔君） 委員長のおっしゃりたいことは理解します。しかし、先ほども私言いましたとおり、この場は公開の場であって秘密会でもありませんので、また、マスコミからの報道もあるということからすれば、この内部の者からの情報発信に、間違った情報はこれは別ですけれども、自分の意見を述べたり経過を報告するということは、何ら規制は受けないと思います。節度の問題があるというのは、それは委員長の発言で理解はできます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

申し上げましたとおり、強制はできません。お願いのレベルでございますので、よろしく願いしたいと思います。

嵯峨山委員、よろしいでしょうか。

そのほか、委員の皆さんのほうから何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 事務局からよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、本日の予定はこれで全て終了いたしました。

以上で会議を閉じたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時53分閉会